

## 産業廃棄物収集運搬の許可

工事に従って、排出される産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、許可が必要です。

## 解体工事業者の登録・届出

建築物等の解体工事を営む場合、県知事登録が必要です。

(ただし、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業の許可を有している場合をのぞきます。)

## 電気工事業の登録・届出

建築業許可を取得している方も、みなし登録電気工事事業者・みなし通知電気工事事業者として、届出・通知が必要な場合があります。

## 浄化槽工事業の登録・届出

建築業許可のうち、土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれかの許可を取得している方は届出をすることによって特例浄化槽工事業者となります。

## 会社の設立・会社総務関係書類作成

- ・個人事業を会社にした  
(法人設立書類の作成)
- ・議事録の作成等

## 行政書士とは

行政書士は、ビジネスや暮らしに関するいろいろな書類を作成しています。

- ・建設業などの各種許認可申請
- ・自動車登録
- ・車庫証明書類
- ・遺産分割協議書
- ・交通事故の調査、保険金請求、損害賠償請求の書類
- ・在留資格取得、変更、更新など
- ・法人設立に関する書類
- ・知的資産経営報告書の作成
- ・飲食店、古物商などの営業許可
- ・契約書、内容証明

お電話によるお問い合わせは

**082-249-2480**

※お電話によるお問い合わせは平日9:00~16:00  
までとさせていただきます。

広島県行政書士会では、  
様々な無料相談会を行っています。  
詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.hiroshima-kai.or.jp/>



事務局



**広島県行政書士会**

〒730-0037 広島市中区中町8番18号  
(広島クリスタルプラザ10階)

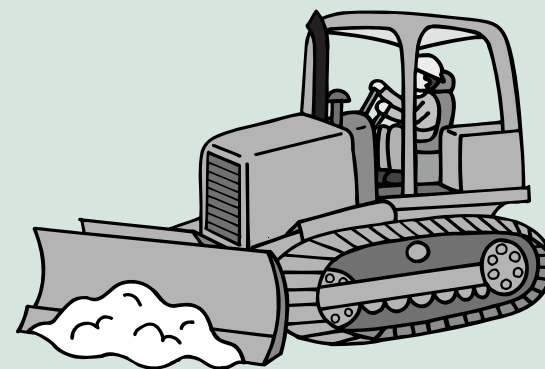
TEL.082-249-2480 FAX.082-247-4927

私の事務所

# 建設業許可

## の書類作成・手続きは

### 行政書士に お任せください。



広島県行政書士会

## 建設業の許可

建設業を営む場合許可が必要です。

(但し、軽微なものをのぞく)

### ○特定建設業の許可

発注者から直接請負う1件の工事について、下請代金の額が3,000万円(建築一式工事については4,500万円)以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの。

### ○一般建設業の許可

特定建設業の許可が必要な工事以外の工事のみを施工しようとするもの。

### ○軽微な建設工事とは

・建築一式工事

1件の請負代金が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事

・その他の工事

1件の請負代金が500万円に満たない工事

## 公共工事への入札の参加

公共工事への入札参加を希望される場合は、許可のほか経営事項審査を受ける必要があります。

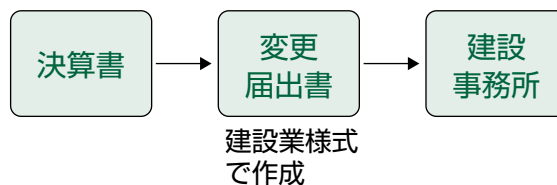
## 建設業の経営・記帳指導

建設業経営に当たっては行政手続きが多く専門的で継続的な相談指導が必要と考えます。

## こんな時届出が必要です

☆決算を終了した

(4か月以内)



### その他にも

★営業所の所在地を変更した

(30日以内)

★法人の役員(取締役)を変更した

(30日以内)

★商号・名称を変更した

(30日以内)

★経營業務の管理責任者を変更した

(2週間以内)

★専任の技術者を変更した

(2週間以内)

等、忘れずに期限内に届けましょう。

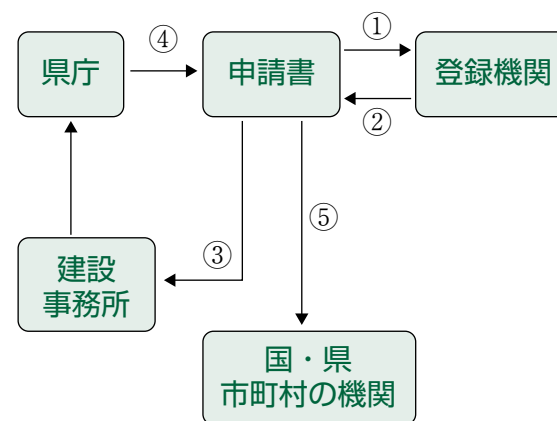
(建設業法第11条)



## 公共工事の入札参加資格を得たい

以下の手順で行います。

- ①経営状況分析申請
- ②経営状況分析結果通知書
- ③経営事項審査申請
- ④経営規模等評価結果通知書
- ⑤入札参加資格審査申請



※経営規模等評価結果通知書の有効期限は1年7か月です。有効期限が切れる前に新しい結果通知書を得ておく必要があります。

